令和８年度第１回守口市国民健康保険運営協議会

日時：令和８年８月７日

開会：午後２時００分

○佐藤保険課長　　定刻となりましたので、それでは、令和８年度第１回守口市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、本協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本協議会の開催に当たり、瀬野市長から御挨拶を申し上げます。

○瀬野市長　　皆さん、こんにちは。守口市長の瀬野でございます。

委員の皆さんにおかれましては、本当に暑い中、お忙しい中、この運営協議会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から国保事業はもとより、守口市政の推進に格段のお力添えいただいておりまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度から子ども・子育て支援金制度が開始されまして、少子化対策のため新しい財源として、公的医療保険の保険料に上乗せをするような形で、企業の皆様から支援金を拠出いただいて、子育て施策の充実に充てるそうしたことで、子どもや子育てを社会全体で支えていくということを目的とした事業が始まりました。

また、今年度から本市の取組といたしまして、「おおさか健活マイレージ」を活用しまして、特定健診を受診した方々に市独自のポイントを付与するということで、４，０００ポイントに増額をいたしました。特定健診の受診率の向上、そして、被保険者の健康の保持・増進につなげていくということでございます。今後につきましても、被保険者の健康づくり、そして、委員の皆様方の御意見を伺いながら、事業を推進してまいりたいとこういうふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日は、令和７年度の国保会計の決算見込み、そして、ＰＤＣＡサイクルによる進捗管理についての御報告を議題といたしております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐藤保険課長　　ありがとうございました。瀬野市長は、この後、公務が控えておりますので、ここで退席されます。

○瀬野市長　　ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○佐藤保険課長　　それでは、事務局から本日の配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局　　それでは、本日の配付物の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、１つ目は本日の会議次第。２つ目は守口市国民健康保険運営協議会委員名簿。３つ目は座席表。４つ目は保険課・保険収納課　令和８年度体制。５つ目は本日の会議資料です。こちらは事前に送付させていただきました１ページのものです。６つ目は案件（２）の追加資料として、本日追加で配付させていただきました５ページのものでございます。

以上６点でございます。過不足はございませんでしょうか。

以上でございます。
○佐藤保険課長　　続きまして、本日の委員の出欠状況について、事務局から御報告いたします。
○事務局　　本日は１２名の出席でございます。本日欠席の届出を受けておりますのは田中委員１名でございます。また、遅刻の届出を受けておりますのは山﨑委員１名でございます。
以上でございます。
○佐藤保険課長　　ただいまの報告のとおり、守口市国民健康保険運営協議会規則第４条の規定に基づき、会議は成立いたします。
ここで、今回の改選に伴い、新たに御就任いただきました委員の方を御紹介いたします。
松本委員に代わりまして、服部委員に御就任いただいております。
また、安田委員に代わりまして、野村委員に御就任いただいております。
それでは、新委員から一言御挨拶をいただきたいと思います。服部委員、お願いいたします。
○服部委員　　皆様、服部でございます。よろしくお願いいたします。
○佐藤保険課長　　ありがとうございます。続きまして、野村委員、お願いいたします。
○野村委員　　野村でございます。よろしくお願いします。
○佐藤保険課長　　ありがとうございました。
それでは、次に、次第３「会長の選出」を行わせていただきます。
会長につきましては、国民健康保険法施行令第４条第１項で、運営協議会に会長１人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙すると定められております。選挙の方法につきましては、指名推選によることとしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐藤保険課長　　ありがとうございます。異議がないようでございますので、会長の選出については、指名推選にさせていただきます。早速ではございますが、会長の選出について、どなたか御意見はございませんでしょうか。
○寺本委員　　運営協議会では、これまで通例として議会選出委員の中から会長になっていただいていたので、服部委員にお願いしたいと思います。
○佐藤保険課長　　ありがとうございます。ただいま寺本委員から会長は服部委員にお願いしたいとの発言がありましたが、これに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○佐藤保険課長　　ありがとうございます。異議なしとのことですので、服部委員が会長に決定いたしました。
それでは、この後、議事進行は服部会長にお願いいたします。
○服部会長　　ただいま会長に御選出いただきました服部でございます。
協議会の議事を円滑に進行できるよう、皆様の御協力をいただきながら進めてまいりたい

と思います。どうかよろしくお願いいたします。
　では、着席させていただきます。
　それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。
　今回は、令和８年度第１回目の協議会となりますので、次第４「令和８年度職員の紹介」について、事務局からお願いいたします。
○増田健康福祉部長　　健康福祉部長を仰せつかっております増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、お手元にお配りしております「保険課・保険収納課　令和８年度体制」に基づき、主任級以上の職員を紹介させていただきたいと存じます。
　まず初めに、次長兼保険・健康政策監の宮木でございます。
○宮木次長兼保険・健康政策監　　宮木でございます。どうぞよろしくお願いします。
○増田健康福祉部長　　続きまして、保険課の職員紹介をさせていただきます。
　保険課長の佐藤でございます。
○佐藤保険課長　　佐藤です。よろしくお願いします。
○増田健康福祉部長　　続きまして、保険課長代理の柳原でございます。
○柳原保険課長代理　　柳原です。よろしくお願いします。
○増田健康福祉部長　　続いて、保険課主任の花田でございます。
○花田保険課主任　　花田でございます。よろしくお願いいたします。
○増田健康福祉部長　　そして保険課最後、保険課主任の西嶋でございます。
○西嶋保険課主任　　西嶋でございます。よろしくお願いします。
○増田健康福祉部長　　続きまして、保険収納課の職員を紹介させていただきます。
　保険収納課長の瀬尾でございます。
○瀬尾保険収納課長　　瀬尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
○増田健康福祉部長　　保険収納課長代理の表でございます。
○表保険収納課長代理　　表でございます。よろしくお願いします。
○増田健康福祉部長　　あと本日は案件の関係で出席しておりませんが、保険収納課の主任は、松前、柴崎の２名がおります。
　この体制で、今年度は保険事業を推進しております。今後ともよろしくお願いいたします。
○服部会長　　それでは、次に次第５の案件に入らせていただきます。
　まず、１つ目の案件「令和７年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算見込について」、事務局から説明を受けます。
○西嶋保険課主任　　それでは、案件（１）令和７年度守口市特別会計国民健康保険事業の決算見込について、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料、１ページの資料１に添付しておりますＡ３の見開きの表を御覧ください。
　この資料は、令和８年６月１５日時点で作成した決算見込で、左側に歳入の内容を、右側に歳出の内容を記載させていただいており、金額の単位は百万円単位とさせていただいております。
　まず、初めに歳入の総額でございますが、表の左側の一番下、歳入合計にございますとおり、１３７億4,２００万円でございます。
　次に、歳出の総額は、表の右側の下段、歳出合計にございますとおり、１３５億７００万

円でございます。

歳出合計の下の表に移らせていただきます。歳入合計から歳出合計を差し引いた収支差引といたしまして、収支差引は２億３,５００万円の黒字となっております。その１つ下、実質収支につきましても、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、同額となっております。

次に、単年度収支は、今年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた額で、２,０００万円の赤字となっております。

実質単年度収支は、単年度収支の額に基金積立金の額を足し、基金繰入金の額を差し引いたもので、３,５００万円の赤字となっております。

なお、実質単年度収支についてでございますが、令和６年２月市議会定例会で歳計剰余金の予算計上を行わず、直接基金に積み立てられるように条例改正を行っていることから、令和６年度の黒字の一部としての積立額である１億３,０００万円については、直接基金に積み立てており、実質単年度収支の額には反映されておりません。

それでは、まず表の右側、歳出から御説明申し上げます。

まず、「総務費」でございますが、保険課や保険収納課職員の人件費や事務費等で、３億１００万円でございます。

続きまして、「保険給付費」でございますが、被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など、項目別に金額を表記しております。これは国保に加入されている被保険者が、医療機関等で受診された場合に要する医療費に対する保険者負担分でございます。

高額介護合算療養費につきましては、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みでございます。

出産育児一時金につきましては、国保加入者が出産された場合、出産した１子につき原則として５０万円を支給するものでございます。

また、葬祭費につきましては、国保加入者が亡くなられた場合に、葬儀執行人の方に５万円を支給するものでございます。

その他給付の内訳としましては、国保連合会に委託しておりますレセプトの審査支払手数料など備考欄に記載のとおりでございます。

保険給付費については、例年減少傾向となっており、令和７年度の決算見込額についても減少しております。

以上、保険給付費の合計は、９０億７，１００万円でございます。

続きまして、「事業費納付金」でございますが、各市町村が、徴収した保険料等を財源として、大阪府に対して納付するものでございます。

医療給付費分が２８億１，７００万円、後期高齢者支援金等分が８億４，３００万円、介護納付金分が３億１，８００万円で、合計３９億７，８００万円でございます。

続きまして、「保健事業費」でございますが、特定健康診査や特定保健指導、ジェネリック医薬品の啓発、国民健康保険ヘルスアップ事業等に要した費用、保健師等による電話での特定健康診査受診勧奨事業、おおさか健活マイレージの市独自ポイント付与事業などに係る費用で１億１，１００万円となっております。

次に、「基金積立金」でございますが、基金の運用利子を積み立てたものでございます。

最後に、「その他」でございますが、超過交付されました国庫補助金などの返還や、過誤納付された保険料の還付で、３，５００万円となっております。

続きまして、表の左側にございます歳入の御説明に移らせていただきたいと存じます。

まず、「保険料」でございますが、２６億８，６００万円となっております。

続きまして、「国庫支出金」でございますが、子ども・子育て支援法等の改正に係る国保システムの改修に対しての補助金などで、２，２００万円でございます。

続きまして、「府支出金」でございます。

まず、府負担金・補助金につきまして、地方単独事業に伴う国庫負担金カット分に対する府補助金で、１，２００万円でございます。

次に、普通交付金でございますが、これは、市町村が納付いたします事業費納付金を財源として、歳出の保険給付費や保健事業に要する費用分を交付するもので、９２億４，３００万円でございます。

また、特別交付金につきましては、市町村の特別事情や市町村の保険者としての努力に応じて交付されるもので、９，５００万円でございます。

以上、府支出金の合計は、９３億５，０００万円でございます。

最後に、「繰入金」でございます。

一般会計からの繰入金のうち、まず、保険基盤安定分でございますが、これは主に保険料の均等割額及び平等割額の７割・５割・２割の法定軽減分を、公費で補填するための繰入金で、１０億４，７００万円でございます。

未就学児均等割につきましては、未就学児のいる世帯を対象に、未就学児に係る均等割軽減をした額を一般会計から繰り入れるもので、９００万円でございます。

職員給与費等につきましては、職員の人件費、事務費に充てられる繰入金で、２億９，２００万円でございます。

産前産後保険料につきましては、出産した被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を減額した額を一般会計から繰り入れるもので、３００万円でございます。

出産育児一時金につきましては、出産育児一時金の３分の２に相当する額を一般会計から繰り入れるもので、２，１００万円でございます。

財政安定化支援につきましては、被保険者の所得水準が低いことによる保険料の減少や、高齢者の割合が高いことによる給付費の増加といった保険者の責めに帰することができない特別な事情により、交付税措置がされております繰入金で、６，９００万円でございます。

その他の繰入金につきましては、地方単独事業である医療費助成事業の実施により、増加すると見込まれる医療費に対する、国庫負担金の減額分を補填するための繰入金で、１，７００万円でございます。一般会計からの繰入金は合わせまして、総額１４億５，８００万円となっております。

今後とも、委員各位の御意見を頂戴しながら、引き続き健全な国保財政の運営に鋭意取り組んでまいります。

以上、案件（１）の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○服部会長　　説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○寺本委員　　まずもって指摘をしておかなければならないのは、国保の都道府県化、統一国保の下で、令和７年度についても大阪府内の国保料は全国最悪レベルの高過ぎる保険料だ

ということです。守口市民のためにも、大阪府民のためにも、国保の都道府県化、統一国保はやめるべきであるというのは、申し上げておきたいと思います。

それは一旦脇に置いて、令和７年度末における国民健康保険財政調整基金は幾らだったのか、教えていただけますでしょうか。

○柳原保険課長代理　令和７年度末時点で、基金は約２４億５，６００万円となっております。

○寺本委員　令和７年度中に、この国保財調の活用方法については、どのような議論がなされたのでしょうか。

○柳原保険課長代理　令和８年度の予算に当たりまして、令和８年度から特定健診を受診した方へのおおさか健活マイレージの市独自ポイントを４，０００ポイントに増額するということを行っております。これによりまして、特定健診の関心を高め、受診率向上、健康増進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○寺本委員　それは、令和８年度の予算のときにも皆さん知ってはると思うのですけど、実現しなかった令和８年度のこと以外にどういう議論をなされたのですか。その国保財調を活用して、どういうことをしようというふうに、健活マイレージ以外は議論がなされなかったのですか。令和７年度は。

○佐藤保険課長　国民健康保険の財政調整基金につきましては、国保財政の健全な運営に資することを目的に設置されまして、決算上生じた剰余金が、使途が制限されている基金に積み替えることにより、今後の国保財政の安定的な運用につながるよう努めてきたところでございます。活用につきましては、幅広く活用できるように事務局の担当課のほうでも、検討はしており、今、課長代理が申し上げましたような形で、令和８年度は、アスマイルを活用したポイント増額を予算化したものでございます。

以上でございます。

○寺本委員　ちょっと具体的には、アスマイル、健活マイレージ以外にどういう検討がなされたのかっていうのは、お答えがなかったと思うのですけれども、その中でも絞り出して、こういう財調の活用方法を検討した結果、とりあえずアスマイル、健活マイレージのポイント付与ということになったのでしょうけれども、令和８年度の予算書だけで言うと、国保財調からの繰入れと積み立てとをこれ差引しますと、国保財調は８６３万１，０００円ほどの減となると思われます。ただ、剰余金の半分、例年で言いますと１億円以上を毎年国保財調に積み立てておりますので、健活マイレージのポイント付与を行ったとて、令和８年度も恐らく国保財調は増えることになると予想されます。これ、今後このままでいいのですか。健活マイレージだけでは、これどんどんどんどんさらに国保財調が積み増されていくと、こういうことが予想されるわけですけれども、どうされるおつもりですか。今後について。

○柳原保険課長代理　おっしゃっておられます今年度結果的に黒字になった場合、また基金に積むのではないかということでございますけども、こちら黒字になった場合には、おっしゃっているように２分の１、約２分の１を基金に積むことになるかと思います。本市としまして、基金を増やし続けること自体が目的ではございませんので、国保加入者全体に還元できるような、いきわたるような保健事業を、大阪府の運営方針に沿った形で考えていって、基金を活用していきたいと考えております。

以上です。
○寺本委員　　今、保健事業で何とか、国保財調の活用方法を探していきたいというお答えでしたけれども、やっぱり正攻法で言うと、やっぱり保険料の引き下げであるとか、保健事業以外のところでも別の活用方法を考えるべきなのではないでしょうか。
○増田健康福祉部長　　もちろん保険料自体は広域化で定められている中で、守口市単独で引き下げるという議論というのはなかなか難しい面があるというふうに認識しております。基金の活用といたしましては、保健事業の一部に含まれるかと思うのですが、予防の観点で、やっぱり医療機関にかかる前の予防の観点に立った事業を、検討していかないといけないというふうには思っております。今、我々考えておりますのは、後期高齢者につきましては、介護予防と医療の一体的実施というような取組がなされていますが、この国保加入者、いわゆる６５から７４歳部分のその一体事業というのが、少し取り組めていないのではないかなというふうに考えておりまして、国保加入者の介護との一体的、介護予防の観点また医療費の削減の観点で、取り組めることはないかということで、今年度議論しておりまして、当然、大阪府さんとも相談しながらやっていかないといけないと思っているのですが、しっかりと検討、健康福祉部内で検討しながら、新たな基金の話、用途について、検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
○寺本委員　　今、６５歳から７４歳の方が対象になるような、保健事業を考えていきたいというようなお話しありましたけれども、国保の被保険者って６５歳以上とは限らないわけです。今、御検討されているその保健事業もそうですけど、特定健康診査の健活マイレージの件もそうですけど、やっぱり対象にならない被保険者がいるのですよね。ただ、国保財調というのは、全被保険者から集め過ぎた保険料がどんどんどんどん貯まっていくわけですから、その限られた人を対象にするっていうのも、それはそれであってもいいとは思うのですけど、貯まり過ぎている国保財調を返していくという趣旨では、やっぱ被保険者全体に対する還元方法を考えていかないといけないと思うのです。もちろん一番いいのは国保料の引き下げですけど。そうじゃなくて保健事業でやるのだというのであれば、あくまでも被保険者全体が、恩恵を受けられるような保健事業を考えていくべきだと思うのですが、そちらについてはどうでしょうか。
○増田健康福祉部長　　もちろん介護予防の対象というのが、介護保険の６５歳以上ということは申し上げましたが、もちろんその予防の観点という部分に年齢はないと思うのです。そういう意味で、幅広く、早い段階からそういう意識、健康寿命であるとか、介護にかかわらず自立した生活をしていくというような啓発などを含めて、取り組んでいきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
○寺本委員　　最後にですけど、２０２６年４月の衆議院の委員会の中で、日本共産党の辰巳孝太郎氏の質問の中で、市町村の基金について、保険料抑制に活用できると、改めて厚生労働省が答弁しております。ですので、この国保の都道府県化をやめて、この国保財調を国保料の引き下げに使うと、こういう決断をするべきだというのを改めて、申し上げておきます。
以上です。
○服部会長　　他にございませんか。よろしいでしょうか。
では、他に御意見ないようでございますので、次に移らせていただきます。

２つ目の案件「ＰＤＣＡサイクルに基づく進捗管理について」、事務局から説明を受けます。

○柳原保険課長代理　　それでは、案件（２）ＰＤＣＡサイクルに基づく進捗管理につきまして、本日、追加で配付させていただきました資料２を用いて御説明申し上げます。

大阪府国民健康保険運営方針において、「府と市町村、国保連合会の連携、協力のもと、ＰＤＣＡサイクルに基づく進捗管理の実施」を設けており、大阪府内全体としての持続可能で安定的な国保事業の運営を進めるため、毎年度、各市町村において中間と期末に進捗管理を行うものとされております。

評価の対象となる項目は、「①運営方針で定める取組内容の実施状況、目標到達状況」、「②保険者努力支援制度の評価点獲得状況」、「③特に進捗管理すべき事項」の３つの事項に沿ったもので、毎年、大阪府の事業運営検討ワーキンググループで決定されます。

進捗管理は、各市町村で進捗管理表を用いて実施状況の把握を行い、ブロック単位で大阪府へ報告します。その後、大阪府が取りまとめて大阪府の広域化調整会議及び大阪府の国保運営協議会へ報告し、公表されることとなります。

なお、市町村においても、大阪府と同様に運営協議会で報告することとされておりますので、このたび、御報告させていただくものでございます。

それでは、令和８年度の取組状況の中間報告について御説明させていただきます。

１ページから５ページにわたり、評価する項目数が１４項目と多くありますので、かけ足にはなりますが、達成できなかった項目を中心に御説明させていただきます。

項番１「目標収納率達成に向けた取組」でございますが、目標計画①は「収納方法に関する取組」となっており、（２）「収納率の維持向上（標準収納率の達成）」の項目について、標準収納率は達成できなかったことから、実施状況の欄が「×」となっております。収納率の状況は、令和７年度標準収納率が９２．６６％に対して、実績値が９１．９２％となっております。

続きまして、目標計画②「滞納整理に関する取組」、③「他部署との連携」につきましては、記載のとおり、実施状況は「○」となっております。

２ページにまいりまして、項番２「第三者行為求償」について、目標計画①「市町村における第三者行為求償事務の取組に関する進捗管理」、②「第三者行為の早期の把握、損害保険関係団体との覚書に基づく連携」、③「求償能力の向上、事務手続の効率化に資する取組の実施」、④「被保険者への制度周知」について、全て実施状況は「○」となっております。

続きまして、項番３「過誤調整」について、目標計画①「保険者間調整の実情把握」、②「保険者間調整の円滑化に資する取組」、③「過誤調整できなかった場合の速やかな債権回収の実施」、④「過誤調整の未然防止に向けた取組」について、全て実施状況は「○」となっております。

３ページにまいりまして、項番４「医療費の適正化」及び項番５「保健医療サービス・福祉サービス等の施策との連携」につきましては、目標計画①「国保ヘルスアップ事業費の積極活用」について、実施状況は「○」となっております。

続きまして、項番６「広報事業の共同実施」、目標計画①「広報共同実施の年間スケジュール計画に基づき実施」、項番７「広域化調整会議の進め方」、目標計画①「ブロック内市町村の連携についての基本的な考え方に基づき実施」につきましては、実施状況はそれぞれ

「○」となっております。
４ページにまいりまして、項番８「保険者努力支援制度評価点獲得　取組評価分（市町村分）」につきましては、評価達成の基準となります保険者努力支援制度の採点結果の国からの通知は１月初旬となり、中間評価では評価を行わないため、空欄となっております。
続きまして、項番９「保険者努力支援制度評価点獲得　事業費連動分（事業の取組評価）」でございますが、目標計画①「保険者努力支援交付金事業費連動分、全項目達成」について、「（１）事業①国保一般事業を１事業以上実施する」、「（６）事業⑤ＰＨＲの利活用を推進する取組を実施する」及び「（７）事業①から④それぞれから１事業以上実施する」の項目については、実施状況の欄が「×」となっており、この理由といたしましては、本市は人員等を考慮し、効果が大きいと思われる保健事業から優先的に実施しているためでございます。その他については、実施状況は「○」となっております。
５ページにまいりまして、項番１０「保険者努力支援制度評価点獲得　事業費連動分（事業の取組内容）」につきましては、目標計画①「保険者努力支援交付金事業費連動分　全項目達成」について、実施状況は全て「○」となっております。
続きまして、項番１１「適用の適正化(資格管理)」、項番１２「高額療養費の計算方法等」、項番１３「保健事業（特定健診受診勧奨）」及び項番１４「保健事業（健康管理）」につきましては、記載のとおり、実施状況は全て「○」となっております。
以上が、令和８年度の取組状況の中間報告の御説明でございます。
以上、案件（２）の説明とさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。
○服部会長　　説明が終わりました。
ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。
○寺本委員　　収納率の維持向上についてですが、今、被保険者の生活が順風満帆とは言えないと思うのです。物価高騰の中で、実質の年金はどんどん下がっていきますし、あるいは自営業者の人たちも生活苦しい中で、国保を払いたくても払えないという人が、たくさんいると思うのです。その中で、強引に収納率の向上を目指しますと、本来差し押さえてはいけないお金を差し押さえてしまったりとか、そういうことになりかねませんので、やはり社会情勢を十分考慮した上で、市民生活に寄り添って、丁寧な対応をしていただきたいということはお願いしておきたいと思います。
以上です。
○服部会長　　意見ということでよろしいですか。
○寺本委員　　はい。
○服部会長　　他にございませんか。よろしいでしょうか。ないですか。
では、ないようでございますので、本日の案件は全て終了いたしました。
最後に、次第６の「その他」でございます。本日の案件を含め、他に特段の御意見や御質問等ございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、特段御意見がないようでございますので、これで本日の協議会を終わりとさせていただきます。
本日の署名委員は、岩佐委員、神野委員にお願いいたします。
長時間にわたり貴重な御意見を賜りましてありがとうございました。

皆様に御協力をいただき、円滑な議事進行が行えましたことを心から感謝申し上げます。

また、今後とも御協力のほど、よろしくお願い申し上げまして、協議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。